

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年 3月4日	令和8年 3月18日	<p>城東区の不存在決定(令和8年3月3日付大城総第378号)の不存在理由 には次のとおり記載されています。                      (請求内容2) 市民の声の対応については制度所管である政策企画室の運用に則って処理しているが、公職者からの市民の声の対応について政策企画室へ認識を確認した結果、取り扱いに変更が生じた。具体的には、2026年10月1日より前については公職者からの市民の声については市民の声としては取り扱わず情報提供として処理を行っていたが、2026年10月1日以降については公職者という属性のみではなく、申し出内容を考慮して所管部署で 判断するものであるため、所管広聴へ対応について確認することとした。なお、メールアドレス等で公職者を特定でき、かつ申し出内容から在職中の知見に基づくものと確認できる場合については、これまで同様公職者として所管部署へ情報提供するものとした。</p> <p>これらの経緯から以下の市民の声については、所管広聴へ情報提供したものであり、「個々の申し出内容を考慮して対応して」いないことから、請求文書2に該当する文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 25-08135、25-03061、25-03062、25-03370、25-03375、25-03666、25-03696、25-03754、25-03972、25-04128、25-04212、25-04693、25-04695、25-04696、25-05446、25-05448、25-05535、25-05802、25-05803、25-05804、25-06549、25-06572、25-06595、25-06613、25-06619、25-07140、25-07141、25-07604、25-07605、25-07806、25-07807、25-07808、25-08071、25-08072、25-08073、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08137、25-08138、25-08143、25-08144、25-08146、25-08148、25-08149、25-08151、25-08152、25-08154、25-08165、25-08166、25-08176、25-08177、25-08519、25-09544、25-09545、25-09546 なお、25-08135、25-08071、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08165については市民局への情報提供分が該当する。                      また、以下の12件の市民の声については所管広聴へ確認したうえで情報 提供しているものであるが、受付当時は公文書管理条例第4条の規定にある軽微なものとして決裁文書を作成しておらず、他に該当する公文書も作成していないため、「どのように「個々の申し出内容を考慮して対応して」 いるのかが分かる文書」は作成又は取得しておらず、実際に存在しない。                      25-08135、25-06922、25-07108、25-07156、25-08067、25-08071、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08165                      なお、25-08135、25-08071、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08165については政策企画室への情報提供分が該当する。</p> <p>1. 「公職者からの市民の声の対応について政策企画室へ認識を確認した結果、取り扱いに変更が生じた」について、具体的にどのような経緯で取り扱いに変更が生じたのかが分かる文書を公開してください。例えば政策企画室の通知、事務連絡などです。                      2. 「申し出内容を考慮して所管部署で判断するものである」について、記載の根拠が分かる文書を公開してください。                      3. 上記各案件番号の申出人が「公職者(元本市職員)」であることを所管部署に伝達しているということであれば、このような個人情報の取り扱いが法的にも制度的にも適正であるということが分かる文書を公開してください。                      4. 上記各案件番号の申出内容が、「在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であること」をどのように判断したのかが分かる文書を公開してください。                      5. 「メールアドレス等で公職者を特定でき、かつ申し出内容から在職中の知見に基づくものと確認できる場合については、これまで同様公職者として所管部署へ情報提供するものとした」について、このような取り扱いの根拠が示された文書を公開してください。                      6. 公職者の在職中の知見に基づく申出を市民の声制度から排除することが、制度趣旨や制度の理念に照らして適正であるということが分かる文書を公開してください。</p>	不存在	号	城東区役所	総務課 (総合企画)
		<p>請求内容1：市民の声データベースからのお知らせ(依頼) 25-02598                      請求内容2：市民の声処理票(25-10132)                      (城東区役所所管分)</p>	部分公開	1 号	城東区役所	総務課 (総合企画)
令和8年 3月13日	令和8年 3月27日	<p>城東区の部分公開決定(令和8年3月2日付大城総第376号)で公開された「市民の声 処理票(2026/1/22 15:29:00)」には次の記載があります。</p> <p>公職者からのご意見のため、市民の声の所管部署である政策企画室へ確認した所、公職者の知見からのご意見とは言い切れないが、ガイドラインP3.4-(1)-ウ ただし書きに該当するため、情報提供として受け取る旨確認。                      政策企画室へ情報提供を行う。</p> <p>1. この25-10132を「公職者のご意見」と判断した根拠が分かる文書を公開してください。                      2. 「ガイドラインP3.4-(1)-ウ ただし書きに該当する」について、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」の該当箇所に記載されている1～9のいずれに該当するのかが分かる文書を公開してください。                      3. 25-10132の申出内容のどの部分が、どのような根拠をもって「ガイドラインP3.4-(1)-ウ ただし書きに該当する」のかが分かる文書を公開してください。                      4. 25-10132では、その申出内容において「説明してください」などと明確に回答を 求めているにもかかわらず、「回答希望」が「不明」とされている根拠が分かる文書 を公開してください。                      (城東区役所所管分)</p>	不存在	号	城東区役所	総務課 (総合企画)
令和8年 3月14日	令和8年 3月30日	<p>城東区から公開された市民の声処理票(25-10130、25-10131、25-10132)について、編綴されている簿冊を調べようと大阪市の公文書検索システムで検索すると、本来編綴されていなければならない「広聴関係書類04815010」には何も編綴されていませんね。                      「市民の声」を標題に含む文書を検索すると4件ヒットしますが、これらはいずれも「庶務関係書類04834438、04834439」に編綴されています。しかし、これらの文書はいずれも「広聴関係書類」に編綴され、保管期間満了後は歴史的公文書として公文書館に引き継がなければならない文書ははずです。このままではこれらの文書は保管期間満了後には廃棄されることとなります。城東区の文書管理は不適切だということですね。                      と、ここで、これまでの城東区の説明では、「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼)25-02598」により、25-02598の申出人が公職者であることを、政策企画室から伝達された6月9日に認識し、公職者の申出を「市民の声」としては取り扱わないと誤解していたことから、取り扱いに係る意思決定文書を作成していなかったということです。                      しかし、政策企画室に認識を確認した結果、この取り扱いが誤っていることが判明したため、「2026年10月1日以降については公職者という属性のみではなく、申し出内容を考慮して所管部署で判断するものであるため、所管広聴へ対応について確認する」こととし、併せて意思決定文書も作成することとしたということです。                      そうであれば、「広聴関係書類04815010」に何も編綴されていないのは極めて不自然です。                      つきましては下記の文書を公開してください。</p> <p>令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間に城東区が受け付けた案件について、一番最初に市民の声として取り扱うか否かなどの意思決定を行った文書を公開してください。                      (城東区役所所管分)</p>	不存在	号	城東区役所	総務課 (総合企画)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		市民の声データベースからのお知らせ（依頼）25-02598 （城東区役所所管分）	部分公開	号	城東区役所	総務課 （総合企画）
令和8年 3月14日	令和8年 3月30日	<p>城東区の部分公開決定（令和8年3月2日付大城総第377号）で公開された「市民の声 処理票(25-10130)」、「市民の声処理票(25-10131)」、「市民の声処理票(25-1013 2)」には次の記載があります。</p> <p>-----</p> <p>公職者からのご意見のため、市民の声の所管部署である政策企画室へ確認した所、公職者の知見からのご意見とは言い切れないが、ガイドラインP3-4-(1)-ウ ただし書1に該当するため、情報提供として受け取る旨確認。政策企画室へ情報提供を行う。</p> <p>-----</p> <p>2. 「ガイドラインP3-4-(1)-ウ ただし書1に該当する」について、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」の該当箇所には次のとおり記載されています。</p> <p>1 各事業の簡易な問合せや市に寄せられる情報提供・通報・催し物の開催日時や場所などの問合せ・証明書の発行や各種届出等の手続きの説明・ポスターが剥がれているなど速やかに対応することで解決するものなどこの25-10130、25-10131、25-10132の申出内容がこの規定に該当するものであると判断した根拠が記載されている文書を公開してください。</p> <p>3. 25-10130、25-10131、25-10132の申出内容のどの部分が、どのような根拠をもって「ガイドラインP3-4-(1)-ウ ただし書1に該当する」のかが分かる文書を公開してください。</p> <p>4. 25-10130、25-10131、25-10132では、その申出内容において「説明してください」などと明確に回答を求めているにも関わらず、「回答希望」が「不明」とされている根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>（城東区役所所管分）</p>	不存在	号	城東区役所	総務課 （総合企画）
令和8年 3月15日	令和8年 4月30日	出生（国籍留保）届の受理照会について	部分公開	2号	城東区役所	窓口サービス課 （住民情報担当）